

八王子市融資あっ旋制度のご案内

令和 7 年度(2025 年度)

融資 あっ 旋 制 度 に つ い て

市内で小規模事業を営んでいる、又は営もうとしている事業者の方が、ご利用いただけるあっ旋制度です。市からあっ旋を受けた事業者の方は、信用保証協会の保証をもとに市の定める有利な条件で金融機関からの融資を受け、事業に活用することができます。

また、条件を満たした場合、市からの利子補給と東京都からの信用保証料の補助を受けることができます。

※市、金融機関及び信用保証協会の審査結果によっては、融資を受けることができない場合があります。

基 本 要 件 (ご 利 用 い た だ け る 方)

原則として、以下の要件を全て満たしている事業者がご利用いただけます。(※創業者の場合、創業後に要件を満たすこと)

なお、融資種類に応じて個別の対象要件を満たしていることも必要です。

① 事業を営んでいる、または営もうとする法人・個人で、従業員数が下表の数以下であること。

※臨時社員・パート・アルバイト等の非正規雇用者でも業務に不可欠な場合は数に含めます。

融資種類	製造業等 (物流業含む)	商業/サービス業等 (医業含む)
小規模企業資金、企業活力支援資金	20人	5人
上記以外の資金	40人	10人

② 法人においては、八王子市内に本店登記を行っていること(本店に事業実態がない場合は市内に事業所を有すること)。もしくは、本店登記地が市外の場合、市内に事業所を有すること。

③ 個人においては、八王子市内に事業所を有すること。

④ 八王子市内で1年以上事業を継続していること。ただし、創業支援資金の場合および事業承継支援資金(一般)の対象者が創業者とみなされる場合を除く。

⑤ 信用保証協会の保証対象業種であること。

⑥ 許認可・届出等を要する事業を営んでいる、又は営む場合は、当該事業に係る許認可等を受けていること。ただし、創業支援資金を申し込む場合は、開業までに受けること。

⑦ 租税の未申告・滞納や、社会保険料の滞納がないこと(法人にあっては代表者も含む)。

⑧ 現在かつ将来にわたって、八王子市暴力団排除条例(平成23年12月15日条例第23号)に規定される暴力団等に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと。

申 込 期 間

令和 7 年(2025 年)4 月 1 日 ～令和 8 年(2026 年)3 月 31 日

お
問
合
せ

八王子市役所 産業振興部産業振興推進課(市役所本庁舎6階)

〒192-8501 八王子市元本郷町3丁目24番1号

電話:042-620-7252 FAX:042-627-5951

受付時間(8:30~12:00, 13:00~17:00) 土・日・祝祭日・年末年始除く

必要書類

下記の書類は八王子市に提出する書類です。

金融機関では別途必要書類を定めておりますので、事前に金融機関に相談してからご用意ください。

書類名	法人	個人
八王子市事業資金融資あっ旋申込書	◎	◎
情報提供の取扱いに関する同意書	◎	◎
印鑑証明書 ※写しでも可	◎	◎
履歴事項全部証明書 ※写しでも可	◎	×
見積書又は契約書(設備資金等の場合)	◎	◎
八王子市法人住民税納税証明書(直近分) ※写しでも可	◎	×
八王子市個人住民税納税証明書(法人の場合は代表者分) ※令和6年度分(令和5年所得分) ※課税額が0円の場合は非課税証明書 ※写しでも可	◎	◎
八王子市固定資産税証明書(法人の場合は法人及び代表者分) ※令和6年度分 ※写しでも可	◎	◎
その他市及び金融機関等から提出を求められた書類	◎	◎

※特定非営利活動法人の場合は、事業報告、計算書類、年間役員名簿、社員のうち10名以上の者の氏名および住所を記載した書類を追加で提出してください。

各種証明書発行先

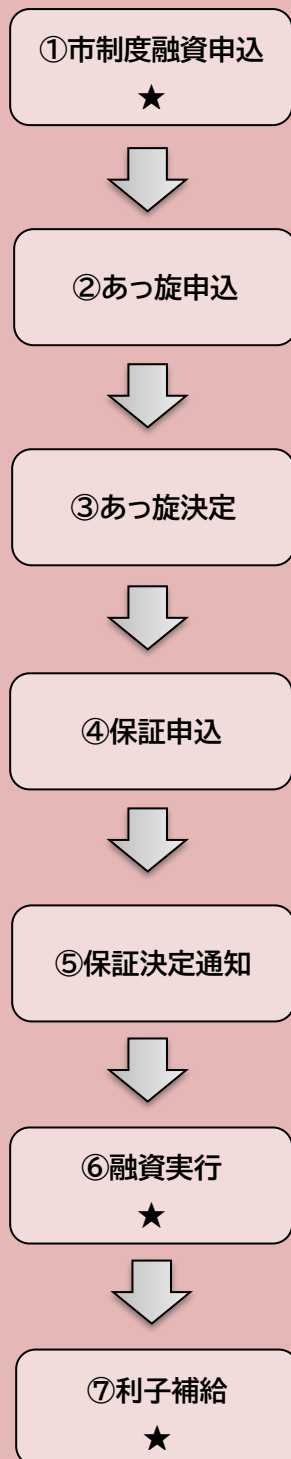
証明書	発行機関
住民税、固定資産税納税証明書	市役所住民税課または市役所各事務所
履歴事項全部証明書・法人の印鑑証明書	法務局
個人の印鑑証明書	市役所市民課または市役所各事務所

関係機関連絡先

関係機関名	電話番号
東京信用保証協会八王子支店	042-646-2511
八王子税務署	042-697-6211
東京法務局八王子支局	042-631-1377
八王子都税事務所	042-644-1111
東京都中小企業振興公社多摩支社	042-500-3901
日本政策金融公庫八王子支店	0570-037386
八王子商工会議所	042-623-6311
サイバーシルクロード八王子	042-686-1922

※電話番号は、令和7年4月1日時点のものです。

あつ旋融資の流れ



※左記融資の流れのうち、★マークがある箇所が申込事業者の方に直接関係するところです。他の箇所については、金融機関、東京信用保証協会および市が行う手続きです。

◆ポイント

【申込事業者の方が金融機関に市制度融資を申込】

- ①金融機関に融資相談し、申込書等の必要書類をご用意ください。
 - ②金融機関に申込み後、金融機関が市にあつ旋申込みをします。
 - ③④市があつ旋決定後、金融機関が東京信用保証協会に保証申込みをします。
 - ⑤東京信用保証協会より金融機関へ保証承諾の通知がされます。
- ※市、金融機関及び東京信用保証協会の審査結果によっては融資を受けることが出来ない場合があります。

【融資開始】

- ⑥融資契約(金銭消費貸借契約)後、金融機関より事業者に対し融資が開始されます。
- ・金融機関から発行される融資返済予定表に基づき、融資の返済をしてください。
- ※返済方法は元金均等払いです。
(証貸一括を除く)

【利子補給】

- ・融資契約(金銭消費貸借契約)時に利子補給金請求委任状を金融機関に提出してください。
- ⑦年2回(入金時期:11月末頃、5月末頃)、金融機関を通じて八王子市が利子補給金を振り込みます。
- ※期間中の利子については、入金までの間は自己負担となります。

よくある質問

- 市外在住の個人事業主で、八王子市内に事業実態がある場合、本制度の対象となりますか？
→対象となります。他の基本要件についても全て満たしている必要があります。
- あつ旋融資の申し込みはどの金融機関でも受付可能ですか？
→八王子市融資あつ旋制度の取扱金融機関でのみ、受付可能です。取扱金融機関は、市のホームページに掲載していますので、ご確認ください。
- 融資の申込をしてから実行まではどれくらいの期間がかかりますか？
→金融機関および東京信用保証協会の審査にかかる期間は、案件ごとに異なります。金融機関へお問い合わせください。